

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第222回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、北条地区の野村委員と栗井地区の梶野委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、石井地区の戒能泰隆推進委員、久米地区の仙波勝博推進委員、久谷地区の丹生谷推進委員に御出席を願っています。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号の10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、第1号議案から御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、第220回総会で御説明しました高松国税局による公売で、申請者が買受人となり、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないことが認められましたので、直ちに許可書を交付させていただいたものでございます。</p> <p>続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。</p> <p>令和4年4月26日～令和4年5月25日までに専決処理した案件は4条届出が3件、5条届出が15件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、5条許可申請により転用するとしております。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p>

2番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、5条許可申請により転用するとしております。

離作補償を支払うとしております。

3番、本件は、農地法により、平成10年7月10日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

4番、本件は、強化促進法により、平成29年6月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

5番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長

議案第1号～第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。

船草康司副主幹

お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。

それでは、御説明いたします。

1番、譲受人は、農地約142アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3番、譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約152アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、6番、7番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、譲受人は、農地約195アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、10番、11番、14番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、令和4年4月5日に設立された農地所有適格法人でございます。

この度、耕作利便な申請地を譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、譲受人は、農地約48アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、16番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。

	<p>この度、13 番の申請地を取得し、また、16 番の申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>15 番、譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>17 番、18 番、19 番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。</p> <p>この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は 13 件で、5 番、6 番、7 番の併用案件、9 番、10 番、11 番、14 番の併用案件、13 番、16 番の併用案件、15 番、最後に 17 番、18 番、19 番の併用案件であります。</p> <p>それでは、5 番、6 番、7 番の案件は、所在地が和気地区でありますので、渡部泰明委員から説明をお願いします。</p>
渡部泰明委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、和気地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々の力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>

寺井克之会長	次に、9番、10番、11番、14番の案件は、所在地が難波、正岡、粟井地区であります。代表して、正岡地区の渡部敏久委員から説明をお願いします。
渡部敏久委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、この度、北条地区にて柑橘を生産し、農業経営安定、規模拡大の為、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。</p> <p>地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ、地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	次に13番、16番の併用案件と、15番の案件は、所在地が粟井地区でありますので、2件続けて梶野委員から説明をお願いします。
梶野幸委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました13番、16番の併用案件について、申請人は以前から農業に関心があり、新規就農を考えていたところ、高齢で労力不足となった申請地を取得並びに賃貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>つづきまして、先ほど、事務局から説明がありました15番の案件について、申請人は昨年1年間の農業技術研修を受け、この度、高齢で労力不足となった申請地を賃貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

寺井克之会長	最後に、17番、18番、19番は、所在地区が睦野地区でありますので、山口委員から説明をお願いします。
山口晃嗣委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありました17番、18番、19番の併用案件について、申請人は2年間の農業技術研修を受け、この度、申請地を賃貸借し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたのでこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、現在、市内来住町に居住し、農地約39アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、現居宅を娘家族の生活の拠点として娘に贈与したため、新たに本申請地へ、農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地と判断されます。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第6号につきまして、本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>船草康司副主幹</p>	<p>恐れ入ります。議案書の訂正をお願いいたします。</p> <p>議案書17ページです。番号4番の申請地の面積を1,235平米から、1,216平米へ訂正をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、事務機器の販売及びリースを主な業務とする法人でございます。近年、業績の向上により取り扱う機材の増加及び従業員が増加し、福音寺の本社敷地の機材の保管スペース及び営業車等の駐車場が手狭で、何かと業務に支障をきたしているため、今般本申請地を取得し、倉庫・事務所を建築したく、本申請に至ったものであり都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本件申請地の一部は平成5年頃より譲渡人の一人である法人が農地法の許可を得ず、資材倉庫・露天駐車場として利用していたものであり、すでに建築物は撤去されており今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種</p>

農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件ですので、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

2 番及び 3 番は譲受人が同一であり、同一事業ですので一括して御説明いたします。

本件受人は、建設機械の販売及び修理を主な業務とする法人でございます。

近年、建設機械の大型化により取り扱う機材や部品等も大きくなり種類も増え、空港通の本社敷地が手狭で、何かと業務に支障をきたしていることから今般本申請地を取得及び一部賃借し、建設機械車両の修理工場・事務所を建築したく、本申請に至ったものであり都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件ですので、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4 番、本件受人は、社会福祉事業を主な業務とする法人でございます。

近年、職員の増員などにより既存施設が何かと手狭で、業務に支障をきたしていることから、今般、既存施設の駐車場部分に施設の増築等を行い、新たに既存施設に隣接する本申請地を取得し、自動車 29 台分の露天駐車場として利用したいとしており、既存施設と一体での利用となることから、既存施設を含めた都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5 番、本件受人は、現在、福岡県の歯科医院に勤務する勤務医でございます。

この度、本申請地を取得し歯科診療所を開業したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、議案書記載の内容にて自己住宅を建築したいとしております。本申請地は都市計画区域外に位置するため、都市計画法上の開発許可は不要な案件でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、一般貨物自動車運送業を主な業務とする法人でございます。近年、事業量が増加し松山営業所では駐車しているトレーラーの車両台数が少なく何かと業務に支障をきたしていることから、今般本申請地を取得しトレーラー等の業務用車両 17 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8 番、本件受人は、社会福祉事業を行う法人であります。

この度、松山市公募の介護老人福祉「広域型特別養護老人ホーム」の施設整備に内定されたことから、本申請地を取得し広域型特別養護老人ホームを整備したいとしており、都市計画法の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第 3 種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件ですので、今月 30 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番の案件と、2番、3番の併用案件は、いずれも所在地が小野地区で、それぞれ、1,000平米を超える案件ですので、3件続けて、仙波正幸委員から説明をお願いします。</p>
仙波正幸委員	<p>1番について説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、事務機器の販売及びリースを主な業務とする会社です。</p> <p>近年、業績向上により取り扱う機材の増加及び従業員が増加し、福音寺の本社敷地及び駐車場が手狭で、何かと業務に支障をきたしているため、敷地の拡張を検討したところ、市街化区域に位置しており周囲に余分な土地がないことから今般本申請地を取得し、倉庫・事務所として使用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>下流域への雨水の流出なども地元土地改良区及び久米地区の改良区とも協議が出来ており、周辺農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> <p>つづきまして、2番、3番について、先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、建設機械の販売及び修理を主な業務とする会社です。</p> <p>近年、建設機械の大型化により取り扱う機材や部品なども大きくなり種類も増え、空港通の本社敷地が手狭で、何かと業務に支障をきたしているため、敷地の拡張を検討したところ、市街化区域に位置しており周囲は住宅に囲まれ余分な土地がなく、また騒音や振動などの問題もあることから今般本申請地を取得及び一部賃借し、建設機械車両の修理工場・事務所として使用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>下流域への雨水の流出なども地元土地改良区及び久米地区の改良区とも協議が出来ており、また周辺への油などの流出には十分気を付け、騒音や車両の出入り、周辺農地への被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>続いて、4番の案件は、所在地が久米地区で、1,000平米を超える案件ですので、</p>

<p>仙波勝博推進委員</p>	<p>仙波勝博推進委員から説明をお願いします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、社会福祉事業を営む社会福祉法人であります。コロナ渦対応で職員数も増え、事務所等の増築が必要となり、また、災害時の備蓄等の保管のための倉庫を新築するなど、既存施設内の駐車台数が減ることから、職員用駐車場を確保するため、近隣土地所有者と交渉していたところ、話し合いがついたため、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>続いて、7番の案件は、所在地が久谷地区で、1,000平米を超える案件ですので、丹生谷推進委員から説明をお願いします。</p>
<p>丹生谷博一推進委員</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、八幡浜市に本社を置き久谷地区に松山営業所を持つ運送会社でございます。</p> <p>近年、一般貨物自動車運送事業の受注増加に伴い、松山営業所の保有台数では対応できない状況のため、本社から車両の増台と従業員の増員を図る目的で露天駐車場の確保に迫られていたところ、営業所近くの本申請地が最適であることから申請に及んだものであります。</p> <p>申請地では洗車を行わないことや油類を流さない等、また農道確保のための自主後退を実施するなど、地元への配慮も見受けられ、周辺農地への被害防除もきちんとされるとのことですので了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>続いて、8番の案件は、所在地が石井地区で、1,000平米を超える案件ですので、</p>

<p>戒能泰隆推進委員</p>	<p>戒能泰隆推進委員から説明をお願いします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、本件、譲受人は、潮見地区や伊予郡松前町にて特別養護老人ホーム等、各種社会福祉施設の運営を行っている社会福祉法人です。</p> <p>この度、松山市の「介護老人福祉施設整備」に基づき事業者として内定したことから、今までの運営ノウハウを生かし申請地に、広域型特別養護老人ホームを開設し、高齢者が豊かに生きがいを持って安心した生活が送れるよう、本申請に至ったものであります。隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をお願いします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、1番、2番、3番および8番は転用面積が3,000平米を超える案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後に県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和4年度第3号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>御審議をいただく前に、お願いがございます。本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお</p>

住田英俊主幹	<p>願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件 16 件のうち、使用貸借権の設定は 36 筆、賃借権の設定は 15 筆、所有権移転が 8 筆で、設定総面積は、3 万 7,422 平米です。</p> <p>その内訳は、新規が 28 筆、更新が 23 筆、売買が 5 筆、贈与 3 筆となっています。</p> <p>番号 1 の譲受人は、約 244 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 3、番号 4 の譲受人は、約 367 アールを耕作する農業生産法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 9 の譲受人は、約 108 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 11 の譲受人は、約 16 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 13 の譲受人は、約 225 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 14 の譲受人は、約 132 アールを耕作する農業者で、畑と田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 15 の譲受人は、約 182 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 16 の譲受人は、約 161 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 4 年 6 月 17 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
--------	--

寺井克之会長	<p>議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和4年4月26日～令和4年5月25日までに専決処理した案件は27件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

住田 英俊 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日、御審議いただく案件は、西中島地区の案件でございます。</p> <p>私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。</p> <p>番号1は、令和4年4月26日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。</p> <p>対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。</p> <p>現地調査については、令和4年4月12日に、所在地である西中島地区の山口委員と高橋推進委員、事務局職員が同行し実施しました。</p> <p>2ページは、対象地を記載した地図の写しです。</p> <p>3ページは、登記簿の写しです。</p> <p>5ページは、公図の写しです。</p> <p>6～8ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真と対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議のほどよろしくをお願いします。</p>
寺井 克之 会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。所在地が西中島地区でありますので山口委員から説明をお願いします。</p>
山口 晃嗣 委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和4年4月12日に、私と高橋推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は西中島地区で、申し出のあった土地は、吉木甲500番1及び吉木甲500</p>

	<p>番 2 です。</p> <p>元々は柑橘を栽培していた樹園地でしたが、耕作者の高齢化により耕作困難となり、また、山間の土地は急斜面のため耕作を引き受けてくれる人もおらず、20 年以上前から耕作放棄地となり、現在は雑木が密集して生えて、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>災害により、水路及びモノラックも破壊され、使用不能の状態であり、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>番号 1 は、山口委員からの説明のとおり、吉木甲 500 番 1 外 1 筆は、「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 10 件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、申し上げます。</p>
住田英俊主幹	<p>事務局からです。</p> <p>1 点目ですが、本日の総会から委員全員での開催とさせていただきます。</p> <p>なお、今後のコロナの感染状況によりましては、再び出席を半数に減らしての開催となることもありますので、よろしく申し上げます。</p> <p>2 点目ですが、「非農地の判断に係る申出書」について、添付書類の変更がございますので御説明します。</p> <p>これまで、「非農地の判断に係る申出書」に登記簿や公図の添付を求めおりました</p>

が、非農地判断については、「農地の利用状況調査」の中で行われる事務処理の一環であることから、添付を求めないこととし、事務局にて公用請求することといたしました。

なお、位置図の添付や現地確認の立ち会いは、これまでとおりとします。

また、未相続農地については、法定相続人であることが分かる戸籍等を申出者にお持ちいただき、確認することといたします。

次に、3点目ですが、6月末に開催いたしました全体総会にて御説明させていただいた「農業委員への女性登用の推進について」ですが、先日、農協、土地改良区などの農業関係団体や女性認定農業者に対して啓発や案内文書を送付させていただきましたところ、早速女性認定農業者の方々からの問い合わせがきております。

この問い合わせについて、私どもが説明を行う中で、農業委員等は地区の農業者の代表者であり、農家の皆様の重要な世話役であることに加え、一般的な活動内容や改選の仕組みなどについて説明しておりますが、皆様の地区の事情や特質に合わせた活動内容や、地域コミュニティにおける農業委員の立ち位置などについては、地区ごとでそれぞれであり、私どもでは説明しきれないところがあります。この点について問い合わせがありましたら、地区の農業委員や推進委員を御紹介させていただき、アドバイスをしていただくなど、推進活動への御協力をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか？

〔一同賛同〕

住田英俊主幹

ありがとうございます。

なお、本日御欠席の委員や推進委員には、後日、文書にてお知らせする予定です。以上でございます。

それでは、次回の総会の日程についてですが、来月の第223回総会は、7月11日月曜日の午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第222回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時12分閉会